

令和4年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和4年第1回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和4年3月9日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子 (10:36出席)
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	山口秀信	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和4年3月 定例会
(第1回)

第2回継続会

本会議 会議録

令和4年3月9日

水巻町議会

令和4年第1回水巻町議会定例会第2回継続会 会議録

令和4年3月9日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席13名、定足数に達していますので、ただいまから令和4年第1回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

3月8日の総務財政委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

諮問第1号 使用料減免不決定処分に係る審査請求については、賛成全員で棄却すべきものと答申することに決しました。

議案第1号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第8号）については、賛成多数で可決いたしました。

議案第2号 令和3年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第3号 水巻町一般職職員の給与に関する条例等の一部改正については、賛成多数で可決いたしました。

議案第4号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第5号 水巻町個人情報保護条例の一部改正については、賛成多数で可決いたしました。

議案第6号 水巻町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第8号 北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、津田議員。

文厚産建委員長（津田敏文）

3月7日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第1号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第8号）については、賛成全員で可決しました。

議案第7号 水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第9号 町道の路線認定については、賛成全員で可決しました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第2 諮問第1号

議 長（白石雄二）

日程第2、諮問第1号 使用料減免不決定処分に係る審査請求についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

5番（岡田選子）

5番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、諮問第1号 使用料減免不決定処分に係る審査請求につきまして、賛成の立場から討論を行います。

町長より諮問されました、水巻町総合運動公園のテニスコートの使用料の減免についての行政不服審査請求に対する審理意見書の採決に当たりまして、一言意見を述べさせていただきます。

本件の内容であります、運動公園のテニスコートは、個人が利用する場合、まず町内か、町外かで料金設定があり、町外者は町内者の倍の利用料金となっています。町内の高齢者が利用する場合は、平日の午前中に限り、高齢者としての減免も適用されます。

今回問題となっているのは、団体として利用する場合です。団体の利用者の半数以上が町民である場合には、町内料金となり、同時に 65 歳以上の高齢者が半数以上いれば、高齢者減免も適用され、75%減免となります。しかし、この際、5 人以上利用の場合のみが適用され、4 人以下の利用では団体とは認められません。4 人以下の場合は、全員が町内者でなければ高齢者減免は受けられません。

このことに対し、不服審査請求の主張は、4 人以下で利用するときも、高齢者が半数以上いるときには、高齢者減免を適用してほしい。特に、今回は 2 人で登録されておりますので、1 人が高齢者なら高齢者減免をしてほしいというものです。

審理員意見書は、団体は 5 人以上と運用要綱で定めてあり、2 人は団体とは認められない。4 人以下で利用する際には、全員が 65 歳以上の高齢者であることが、減免の条件として運用要綱に定めてある。結果、違法性はなく、矛盾はないので不当であるとは言えないとして、本件審査請求は棄却されるべきであるとの結論に至っております。

確かに条例、減免規則、運用要綱に照らして、審理員意見書に不当性はないでしょう。しかし、今回、審査請求者の趣旨は、なぜテニスコートの利用で、5 人以上を団体と定めているのか、4 人全員が町内者でなければ高齢者減免が適用されないのはなぜかという、規則や要綱そのものに対する不服審査請求ではないでしょうか。

テニスコート利用料金の減免について、1 人の高齢の町民が、審査請求まで提出をし、行政の姿勢を問うたその姿勢を、私は重く受け止めたいと考えます。

高齢社会に進む本町においても、文化・スポーツが身近にあり、それが利用しやすい環境にあることは、利用する高齢者にとっても、町の医療・介護・福祉にとっても有効なことです。

特に、高齢者の健康推進のために入浴施設を誘致し、令和 4 年度予算では、その体験事業に約 650 万円を予算化する本町において、水巻町民として長きに税金を納めてこられ、やっと町内の公共施設を利用できる時間的ゆとりが生まれたこの町の高齢者の方々が、毎日利用できる程度の自己負担で気持ちよくスポーツを続けられることは、本町が進める入浴施設の利用の推進と同様に、高齢者の健康推進の一助となるものと考えます。

ぜひこの機会に、利用しやすい公共施設の在り方について検討し、改善できるものは改善されますことを強く要望をいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。諮問第 1 号 使用料減免不決定処分に係る審査請求について、棄却すべきものと答申することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、諮問第 1 号は、棄却すべきものと答申することに決しました。

日程第3 議案第1号

議長（白石雄二）

日程第3、議案第1号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託していましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

5番（岡田選子）

5番、岡田です。議案第1号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第8号）につきまして、会派を代表いたしまして、反対の立場から討論を行います。

2点について述べます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1269万8000円についてです。

この1月から2月にかけてのオミクロン株の感染者は、遠賀郡内で2,000人を超え、町内でも感染者が身近になりました。このような時期に交付されたコロナ対応の臨時交付金は、コロナによる医療や介護現場が逼迫するもとの、例えば、その現場を助ける支援金の給付や、命がけでコロナの最前線で働いている町内のケア労働者に対しての検査、また、抗原キットの無料配布など、コロナに直接関係する内容に使うことを考えなかったのでしょうか。

昨日の総務財政委員会の審議では、学校教育の備品購入に充てたとの答弁でしたが、予算書を見てもその項目がどこにも見当たりません。大変残念に思いました。学校教育に必要な備品は、教育予算からきちんと確保するべきだと考えます。

このコロナ交付金1269万8000円を含む本補正予算の国庫支出金ですが、その合計額は、8896万6000円に対し、歳出の財源としての総額は7304万6000円しかありません。その差は約1600万円です。もしかしたら、財政調整基金に5000万円を繰り入れるため、繰入金金を1400万円減額しています。その財源になってしまったのではと危惧するものです。

国からのコロナ臨時交付金は、できる限り直接住民のためのコロナ対策に使うべきだと考えます。町民が置かれているコロナへの不安を考えるならば、財政調整基金に積み立てることなどは許されないのではないのでしょうか。

2点目は、歳入の町営住宅退去費用3300万円についてです。

これまで歳計外現金として預かっていたものだが、一般会計に入れるとの説明でした。長い間に貯まってしまった、多額の町民からの預かり金を、一般会計に組み入れ、有効に活用することに反対はしません。――が、しかし今回の補正予算では、せつかくの3300万円ものまとまった金額が、全体の中の、歳出の財源になってしまっていることが、残念でなりません。

私は、老朽化した町営住宅の内部の修繕や、トイレの洋式化など、現在、長く居住されている方の部屋の改修・改善の財源にするための基金として、暫時積み立てるなどして、今後の町営住宅の改善のために、その財源のために使っていただきたかったと考えます。

以上、この歳入の2点について、本補正予算の執行部の予算執行の提案に対しまして、納得がいきませんので、反対をいたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第1号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第8号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第2号

議 長（白石雄二）

日程第4、議案第2号 令和3年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

― 異議なし ―

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

― 質疑なし ―

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

― 意見なし ―

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第2号 令和3年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第14号

議長（白石雄二）

日程第5、議案第14号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町長（美浦喜明）

議案第14号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第9号）について。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、切れ目なく地域における個人消費を喚起し、地域経済を下支えするため、水巻町商工会がプレミアム付商品券を早期に発行するための補助金を追加するものです。

また、新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者など、自宅療養者の日常生活を支援する費用の増額など、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5200万円を追加いたしまして、122億4200万円としております。

歳出予算につきましては、まず、民生費において、補正予算第3号に計上いたしました、「感染症自宅療養者等生活支援サービス事業委託料」が、自宅療養者の増加に伴い不足が生じることから、200万円を追加するものです。

また、商工費において、福岡県及び水巻町商工会からの要請・要望を受け、商工会が発行する30%のプレミアム付商品券発行事業に対する地域活性化事業補助金5000万円を計上するものです。

財源につきましては、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5200万円を充てることとしております。

なお、地域活性化事業のプレミアム付商品券発行補助金につきましては、年度内に事業が完了する見込みがないことから、繰越明許費を設定しています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 14 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 9 号）については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第 6 決議第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、決議第 1 号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に抗議し、平和的解決を求める決議についてを議題といたします。議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。はい、委員長。

議会運営委員長（入江 弘）

決議第 1 号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に抗議し、平和的解決を求める決議について、提案理由を説明いたします。

ロシア連邦による ウクライナへの攻撃や主権侵害に対して、厳重に抗議し、関係国政府に対し、一日も早い平和的解決に向けた外交努力を尽くすことを強く求めるものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。決議第 1 号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に抗議し、平和的解決を求める決議について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、決議第 1 号は、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 25 分 休憩

午前 10 時 34 分 再開

議長（白石雄二）

再開いたします。

日程第7 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第7、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、水清会。はい、津田議員。

3番（津田敏文）

3番、津田敏文でございます。ただいまから、一般質問を通告いたします。

子供のワクチン接種について。

子供のワクチン接種について、水巻町の取組や現状をお尋ねします。

(1) 5～11歳の子供への新型コロナウイルスワクチン接種が始まりますが、水巻町ではいつから接種券が子供に届きますか。

(2) 5～11歳の子供に接種するワクチンは、大人用のワクチンと同じものですか。

(3) 12歳以上に対しては、法律で「接種を受けるよう努めなければならない」という「努力義務」を定めていますが、なぜ5～11歳の接種は「努力義務」が適用されていないのですか。

(4) 子供へのワクチン接種は副反応が心配ですが、なぜ5～11歳の子供の接種が必要なのですか。

(5) ワクチンの効果と、副反応などの情報を正確に判断し、考えることが大切ですが、接種前に親や子供に説明していますか。

(6) ワクチン接種率は水巻町全体で84.3%（令和3年11月24日現在）ですが、5～11歳の子供の接種率はどのぐらいで推移するとお考えですか。

(7) 水巻の小中学校で、学級や学年閉鎖が発生していますが、再開するにはPCR検査や体温測定などを含め、どのような判断をするのですか。また、症状軽快後にPCR等の検査をする場合、費用の負担はどこなされるのですか。

(8) 保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校などで、風邪や花粉症と新型コロナウイルスの違いの判断はどのようにしていますか。

(9) 文部科学省と厚生労働省及び内閣府が5～11歳の子供への新型コロナウイルスワクチンの接種を行う上での留意点をまとめ、都道府県などに周知したとありますが、どのような内容ですか。

以上、毎日新聞の令和4年2月19日「質問なるほど 子どもワクチン接種、必要なの？」より一部引用しました。

続いて、子供とコロナ社会について。

新型コロナウイルス禍は、子供にとって重荷となっています。「マスクをしないといけないのが嫌。友達の顔が見たい」小学生は訴えます。「行事が少ない。小学校の卒業式から今まで制限ばかりで疲れた」と気持ちを明かすのは中学生。補助教員が配置されず「授業についていけない」と登校をためらう小学生もいます。

文部科学省の調査では、不登校の小中学生は令和2年度に全国で19万人を超え、過去最多です。感染拡大が影響したとみられます。不自由な学校を強いられる子供を、家庭が受け止めきれていないという実情も浮き彫りになりました。

共働き家庭の多くが、子供の世話をする人がいないという深刻な問題に直面しています。実家に頼れない子育て家庭は孤立しがちで、ストレスから、親が子供につらく当たることが増え、児童虐待の増加に歯止めがかからないとのことです。親のケアを十分受けられず孤独に苦しむ子や、家計が苦しく遊びや習い事を我慢している子供がいます。

政府は昨年12月、政策を一元的に担う「こども家庭庁」の創設を決めました。子供の利益を第一に考え、「こどもまんなか社会」の実現を目指すとのことです。教育や福祉など全ての分野で、子供の権利が守られるよう「子ども基本法」を早期に制定し、安定した財源を確保すべきです。学習院大学の秋田喜代美教授は、「これからの社会を担う子供への投資は、未来への投資としても意味がある」と強調しています。

少子化対策に偏りがちだった「大人本位」の政策を見直さなければなりません。子供たちが将来へ希望を持てる社会づくりこそ求められています。

以上、毎日新聞令和4年1月14日社説より一部転載しました。

そこでお尋ねします。

(1) コロナが流行し始めて約2年経ち、子供たちの日常生活は大きく変わりました。学びや心身状態への影響で、子供たちはたくさん我慢してきたと思いますが、どのようなケアをしていますか。

(2) コロナ禍で「家族との時間が増してすごくよかった」と言う子供がいる一方で、自分に居場所がなくて、困っている子供もいます。不安を抱える子供たちの異変に気づけなかったり、子供が発するメッセージを見落としてしまうことが懸念されます。どのようなケア対策に取り組んでいますか。

(3) 新型コロナウイルス感染症の変異株「オミクロン株」が感染拡大し、子供たちにも感染者が増えています。子供たちにどのような対策を指導していますか。

(4) こども家庭庁が令和5年に創設されるとのことですが、町はどのような役割を担うと考えられますか。

(5) 学級閉鎖での休校・休園で学びが止まり、共働き家庭の多くが、子供の世話をする人がいないという深刻な問題に直面しています。かつては村社会や、大家族制で成り立っていました。しかし、現代はサラリーマン世帯を中心に核家族化が進み、日本社会の構造が変化しています。近所の方や大家族の祖父母などに代わって、国や自治体が子供を支えなければならないと考えますが、どのような取組をお考えですか。

以上、お聞きします。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、子供のワクチン接種について、の御質問にお答えします。

本町の取組や現状について9点の御質問をいただいておりますが、まず、1点目から6点目までのお尋ねについて、一括してお答えいたします。

今月より、5歳から11歳までの小児の新型コロナワクチン接種が始まります。

まず、接種券の発送から予約までの流れについて御説明します。

町内の5歳から11歳までの対象者は約1,700人です。接種券は、3月10日から11日にかけて各家庭に郵送する予定です。接種券は、12歳以上の1、2回目接種時と同様に、接種券の部分がシール式になっているものを送ります。

3月15日から、インターネットまたはコールセンターでの電話受付の2つの方法により、予約の受付を開始します。保護者には若い年齢層の方が多いため、インターネットでの受付が主になると考えています。

基礎疾患を持っている子供や、配慮が必要な子供で接種を検討している方は、かかりつけ医と十分に相談した上で、接種を受けるかどうかを決めていただき、接種を希望される場合につきましては、状況に応じて個別の対応を考えていきたいと考えます。

ワクチン接種の実施方法としては、集団接種と個別接種の併用を考えております。まず3月20日の日曜日に中央公民館において、午前と午後に分けて、1回目の集団接種を実施します。2回目は3週間後の4月10日の日曜日です。接種医は町内の小児科医を予定しています。

また、個別接種は、3月26日の土曜日から町内の小児科医院で実施する予定です。

5歳から11歳までの子供の接種に使用するワクチンは、1月21日に特例承認された「小児用ファイザーワクチン」です。現在12歳以上が接種している大人用のファイザーワクチンとは濃度や容量等が異なるものになります。具体的には、小児用ファイザーワクチンには、大人用ファイザーワクチンの有効成分の3分の1の量が含まれています。また、接種する薬液の量も大人用は0.3ミリリットルですが、小児用は0.2ミリリットルです。接種回数は2回で、大人と同じく1回目接種から3週間の間隔を空けて、2回目を接種します。

接種後にお渡しする予防接種済証につきましては、12歳以上の方と異なり、小児の場合は母子健康手帳の予防接種欄に記載します。これにより、他のワクチン接種との間隔の間違いや、予防接種済証の紛失を防ぐことができます。

また、小児の新型コロナワクチン接種率の見込みにつきましては、本町の12歳以上の接種率は約86%ですが、小児に関しましては、接種に慎重な保護者も多くいると思われるため、60%程度を見込んでいます。

小児の新型コロナワクチン接種には、12歳以上とは異なり、接種についての努力義務はありません。大人の追加接種に比べ、小児への接種は、ここ数か月間で急速に感染拡大しているオミクロン株への効果ははっきり示されていないためです。

また、子供のワクチン接種には、保護者の同意と立ち合いが必要です。接種を受けるか受けないかは、御家庭で十分に話し合った上で判断していただきたいと考えております。

ワクチンの効果や副反応などの正確な情報について、厚生労働省より、「5歳から11歳のお子様と保護者の方へ」という新型コロナワクチン接種についてのリーフレットが発行されていま

す。この中で、小児用ワクチンの効果として、新型コロナウイルスに感染しても症状が出にくくなる、と示されています。またワクチン接種後に現れやすい症状として、注射部位の痛みが50%、頭痛や筋肉痛などが10%から50%、そのほかに下痢や発熱が1%から10%となっています。現時点で得られている情報からは、「安全性に重大な懸念は認められないと判断される」と記されています。

このリーフレットは、郵送する接種券に同封するほか、町ホームページからも確認できますので、接種を検討している御家庭では、これらの内容を確認していただき、メリットとデメリットを判断した上で、接種を受けていただくことが重要になります。

日本小児科学会では、5歳から11歳小児へのワクチン接種に対する考え方について、「子供を新型コロナウイルス感染から守るためには、周囲の成人へのワクチン接種が重要です。」「基礎疾患のある子供へのワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐことが期待されます。」「健康な子供へのワクチン接種は、メリットとデメリットを本人と養育者が十分理解し、接種前から接種後までのきめ細かな対応が必要です。」との見解を示しています。これらの見解は、子供のワクチン接種について考える際の参考になるものです。

次に7点目の、本町の小中学校における、学級・学年閉鎖後の再開についての判断と、症状軽快後にPCR等の検査をする場合の費用負担について、のお尋ねですが、本町におきましても、1月下旬から2月中旬にかけて、いくつかの小中学校において、学級閉鎖や学年閉鎖を行いました。

学級閉鎖等については、各校の感染状況や欠席者数を考慮して、学校医と相談して決定しています。再開にあたっては、児童生徒の健康状態や感染の拡大状況を把握して、学級閉鎖等の開始から、土日祝日を含んで5日程度を目安に、学校医と相談し、感染症対策を一層徹底した上で、慎重に決定しております。

また、PCR等検査の費用負担につきましては、現在、福岡県が、感染対策と日常生活の回復の両立を図るため、感染不安を感じる方などを対象として、令和4年4月7日まで無料検査を実施しております。

次に8点目の、保育所等で風邪や花粉症との違いの判断はどのようにしていますか、とお尋ねですが、新型コロナウイルス感染症は、風邪や花粉症、インフルエンザ等の他の疾患と類似の症状を有することが多いことが知られています。そのため、専門的な医療知識を持たない保育士や学校の教職員等が、新型コロナウイルスに感染したかどうか判断することは非常に難しいと思われますので、発熱など体に変化を感じるがあれば、登園や登校を控えていただき、かかりつけ医や保健所等に連絡して、医療機関等での受診やPCR検査等を受けていただくよう、保護者の方をお願いをしています。

最後に9点目の、文部科学省等が都道府県などに周知した、子供へのワクチン接種の留意点の内容について、のお尋ねですが、学校等を会場とした集団接種を行うことは、現時点で推奨されておらず、特に16歳未満の児童生徒の保護者には丁寧な情報提供を行い、保護者の同意を得ることが求められております。

また、16歳未満の児童生徒への接種については、保護者等の立ち合いが必要であり、ワクチン接種が事実上の強制とならないように、接種を希望しない生徒や保護者への配慮が求められ

ています。また、ワクチン接種前後に生じる不安や恐れなどから生じる予防接種ストレス関連反応について、万が一に備えた体制を整えておくことや、児童生徒がワクチン接種の有無によって、差別やいじめなどが起きることのないよう指導し、保護者に対しても理解を得ることなども求められています。

本町といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、幼児や児童生徒が、長期間にわたり日常生活を制約され、不安とストレスが続いている現状を、1日でも早く解消し、元の生活を取り戻してほしいと願っております。

そのためにも、小児の新型コロナウイルスワクチンの安全安心な接種を進め、保育所や学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底や情報の周知、また、ワクチン接種等における個別の配慮についても、関係機関と連携を取りながら引き続き慎重に実施してまいります。

次に、子供とコロナ社会について、の御質問にお答えします。

まず、1点目の、子供たちにどのようなケアをしていますか、とのお尋ねと、2点目の、子供たちの異変や子供が発するメッセージを見落とさないためにどのようなケア対策に取り組んでいますか、とのお尋ねは、関連がありますので、一括してお答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、子供たちは外出することや友達と遊ぶことを制限されたり、ずっとマスクを着けさせられたりするなど、様々な我慢を強いられ、不安な気持ちの中で毎日を過ごしていることに対し、私も大変心を痛めております。

このような状況では、子供たちがストレスを抱え続けるため、メンタルヘルスの不調が起きやすくなっていると考えられます。メンタルヘルスの不調は放っておくと重症化することがあるため、早期に子供たちの異変に気づき、正しいメンタルヘルスケアをして防ぐことが必要です。

子供がストレスを抱えている場合、いつもと違う言動がストレスサインとして現れることが多いため、まずは普段の子供の様子をよく観察することが大切だと考えます。

保育所等や学校におきましても、イライラしたり、集中力が無くなるなどの行動の変化、体重の増減や睡眠のリズムが崩れるなどの体の変化、急に泣き出したり、無表情になるなどの表情の変化に気づいた場合、保育士や教職員等が子供とコミュニケーションを取る時間を設け、子供が楽しく話せることや、心配事を聞き、肯定的な言葉をかけるなど、子供の不安を取り除いてあげることで、心のケアに取り組んでいます。

次に3点目の、オミクロン株の感染拡大に対して子供たちにどのような対策を指導していますか、とのお尋ねですが、これまでも保育所等や学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止策といたしまして、ガイドラインに基づき、3密の回避、マスクの着用や消毒といった基本的な感染防止策の徹底に取り組んでまいりました。

しかし、感染伝播力の強いオミクロン株が子供に蔓延している状況を踏まえ、感染リスクが高い室内での活動を避けるとともに、できるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を拡げない形での保育・教育の実践を行っております。

また、オミクロン株の出現以降、家庭内における感染が明らかに増えているため、保護者に対しても家庭内感染を防ぐ対策を徹底するよう、呼びかけを行っているところです。

次に4点目の、こども家庭庁の創設により町がどのような役割を担うと考えられますか、と

のお尋ねですが、令和3年12月21日、子供に関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、健やかな成長を社会全体で後押しするため、新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置することが閣議決定されました。

「こども家庭庁」は、これまで各府省が別々に行ってきた子供政策に関する総合調整機能を一元的に集約する「企画立案・総合調整部門」、子供の安全・安心な成長に関する事務を担う「成育部門」、児童虐待やいじめ、ひとり親家庭など、さまざまな困難を抱える子供や家庭の支援に当たる「支援部門」の3つの部門で構成されます。常に子供の視点に立ち、子供の最善の利益を第一に考え、「こどもまんなか社会」の実現のための新たな行政組織として期待されています。

子供たちをめぐるいじめ、虐待、不登校、貧困などの課題に適切に対応するため、縦割りをなくし、子供中心の新しい行政組織として、「こども家庭庁」が設置されることで、子供政策の具体的な実施を中心的に担っている地方自治体にとって、地域の実情を踏まえた取組を促進するための必要な支援等を受けることができるようになると考えております。

最後に5点目の、国や自治体が子供を支えなければならないと考えますが、どのような取組をお考えですか、とのお尋ねですが、かつての日本の子育ては、祖父母や父母の兄弟姉妹、子供の兄弟姉妹、親類等家族内における助け合いに加え、身近な地域における助け合いや触れ合い等を通じて、子育てを地域社会全体で支援するという機能が働いていたと思われま

しかし、現在の子育ては、核家族化や離婚率の上昇によるひとり親世帯の増加、地域社会における希薄な人間関係によって、地域の中で孤立したり、母親1人だけの「孤」育てとなったりしている状況が増えております。こうした状況においては、自分または配偶者の親からの援助が受けられず、外部の保育サービスも受けていない子育て夫婦の場合、一方が子育てを助けなければ、もう一方だけに子育ての大きな責任と負担がかかってしまい、いわゆる育児ノイローゼや児童虐待等の不幸な事態を引き起こしかねないことが懸念されます。

そのような事態を避けるため、これまで本町におきましても、保育所等や放課後児童クラブの施設整備による受け入れ児童の拡大、安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう、切れ目のないサポートを行う子育て世代包括支援センターの設置、子育て中の夫婦が身近に育児相談に出向き、保育サービスの情報提供を受けることができる子育て支援センターや子育てサロンの設置、産後や特に養育支援が必要な家庭にヘルパーを派遣する事業など、子育てに係る様々な支援策に取り組んでおります。

今後も、次代を担う子供たちを町全体で育み、産み育てやすい環境を整えるなど、子育て支援の充実したまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、津田議員。

3番（津田敏文）

それでは、再質問をさせていただきます。

子供のワクチン接種について。小児のワクチン接種のスケジュールは、今後どのように予定

されていますか。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

健康課長（手嶋圭吾）

議員の質問にお答えいたします。

小児ワクチンの接種のスケジュールについてお答えいたします。

小児ワクチンは現段階で3月初めに、200回分のワクチンが来ております。

3月の中旬過ぎに、500回分のワクチンが来て、計700回分のワクチンの確保をしているところでございます。

ワクチンの供給と配送日が確定した後、また、新たなクールの配送日、配給の量が決まった後、次の接種スケジュールを立てるような形になりますが、現時点では次の配送日ですね。分かっている次の配送日が示されていないため、今後の日程はまだ皆様にお示しできない状況でございます。

ワクチンの供給量と配送日が確認出来次第、スケジュールをホームページや予約画面でお知らせをしていきたいというふうに考えております。

できれば集団接種を合計2回行いまして、個別接種は週1回以上、医療機関で実施できる体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

小児用のワクチン接種では、かかりつけの小児科医で受けたいという人が多いと思われませんが、町外の医療機関でも接種はできるのでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、手嶋課長。

健康課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えします。

ワクチン接種の基本的な考え方につきましては、住民票のある住所地で接種を行うということになっております。

しかし、小児は定期予防接種をかかりつけの小児科医などで接種していたり、持病のあるお子さんは、定期的に病院等にかかっている場合が考えられますので、まずはかかりつけの病院で接種ができるかどうかを御相談いただきたいというふうに考えております。

医療機関の受入れが可能な場合は、町外のかかりつけ医でも接種が受けられるので、確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

続きまして、子供とコロナ社会について再質問させていただきます。

小中学校において、オミクロン株の感染拡大により、学級閉鎖や学年閉鎖が行われ、これまで以上の感染対策が必要になっていると思われま。

学校における感染対策はどのようになっていますか。

議 長（白石雄二）

はい、佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

学校での感染対策につきましては、国のマニュアルに沿って、また学校医の意見を聞きながら、実施をしております。

今、基本的な対策としまして、マスク、手洗い、3密をできるだけ避けるなど、こういったことを継続して行っておりますけれども、オミクロン株は感染リスクが高い状況でございますので、特に、換気については、注意をしております、学校では、常時換気をするようにしております。

それから子供たちの健康管理というところで、毎朝のチェック、健康チェックを行っているんですけれども、登校時に、校舎に入る前に、玄関の昇降口において、健康チェックを行うようにしております。

また、教室内のアルコール消毒をこまめに行っておるところでございますし、給食につきましては、依然として黙食を続けております。

授業においては、感染リスクの高い活動については、できるだけ控えるようにということをや徹底しているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

小中学校において、感染リスクの高い活動を控えていると聞いていますが、学校内の活動や

行事はどのように制限されていますか。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

学校における感染リスクの高い活動といたしましては、児童生徒が長時間、対面式で行うグループワークといったものを控えるようにしております。

また、理科の実験ですとか、図工につきましては、できるだけ距離をとって、短時間で行うようにということで、しております。

また、音楽の事業で、リコーダー、それから鍵盤ハーモニカにつきましては、他の自治体でクラスターにつながっているところがございますので、現時点では、控えるようにいたしております。

また、体育につきましては、体力の維持向上といったところもございますので、感染リスクの低い活動について、実施をするようにしております。

あとは学校行事につきましては、教育的な意義、それから必要性といったところがございます。また、子供たちにとって楽しい思い出というふうに考えられますので、中止にはしないということで、リモートなど、やり方を工夫して、できるだけ実施をするようにいたしているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

核家族化が進む中、家庭だけでなく、地域全体で子供たちを支える取組が必要と思われませんが、そのような取組があれば教えてください。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

学校における取組ということでお答えさせていただきたいんですけども、今、家族の形の変化だったり、インターネットの普及、それからコロナ禍ということもございまして、人と人とのつながりが、大きく変化をしてきておりまして、子供たちの置かれた環境につきましても、多様化をしてきているところでございます。

子供たち一人一人に対応していくためには、学校だけではなくて、保護者、それから地域と一緒にあって、子供たちを支えていくことが必要ということで、今後、その必要性がますます高まってくるというふうに思っております。

現在、各学校につきましては、学校運営協議会を立ち上げて、子供たちを取り巻くいろんな課題につきまして、保護者、地域の方と一緒にあって考えて、子供たちを支援する取組を現在始めておりますので、今後は、この活動を地域に広げまして、そしてまた、その活動内容をですね、充実を図っていくようにということで、今考えているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

先日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、保育所の園児に対して、可能な範囲でマスクの着用を一時的に推奨すると示されましたが、町内の保育所における園児のマスクの着用状況について教えてください。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

保育所における、園児のマスクの着用状況でございますが、政府の基本的対処方針の変更を踏まえまして、保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&Aというのがございまして、こちらが先日ですね、2月15日に改正をされております。

このQ&Aが、保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について示されたものでございまして、原則、全ての保育施設はこのQ&Aに従って、感染症対策等を実施しております。

基本的にですね、Q&Aに従いまして、2歳以上児につきましては、マスクを着用させておりますけれども、息苦しさを感じていないかなどの体調変化について、保育士が十分に注意して、本人の調子が悪い場合や、あとは活動内容等に応じまして、無理をして着用させずに、外すようにしております。

また、2歳未満児につきましては、登園の際に保護者がですね、マスクをつけさしている場合もございまして、窒息や熱中症のリスクがございまして、園の中では外させるようにしております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

子供は家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、様々な大人との関わりの中で成長する存在です。

国や自治体は、子供を支えると同時に、家庭における子育てもしっかりと支えることが必要だと思っておりますが、町のお考えをお聞かせください。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

町長の答弁にもございますように、核家族化や地域の関わり希薄化などで、子育てを困難に感じる保護者が増えている状況にあると考えております。

町が取り組む様々な支援策を活用していただき、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげていただくとともに、親としての成長も、支援していきたいというふうに考えております。

保護者が成長することで、子育ての第一義的責任を果たせるようになり、子供のよりよい成長の実現につながると思っておりますので、引き続き家庭における子育て支援にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

共働きの家庭の小学生では、授業が終わってから、親が職場から戻るまでの間に、家庭に代わる生活の場を提供して児童支援を行うことが、学童ですが、地域の隣近所のお年寄りが、生活の場を提供してもらおう社会の取組を、コロナ禍が終息した後に、考えて進めてもらいたいです。

学童や児童支援を行うことも一つですが、隣近所のお年寄りのところでお話をしたり、テレビを一緒に見たりなど、児童1人から2人の小人数を引き受けていただけるお年寄りがおられると、学童の世界と違う社会があります。

そのような生活の場もあってもよいと思っておりますが、検討をお願いしたいと思っております。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

津田議員の御質問にお答えします。

現在、教育委員会では、学校家庭地域を取り込んだ、コミュニティースクール、学校運営協議会と、地域学校協働活動の推進に、力を入れております。

その中で、地域協働活動を担っております生涯学習課におきまして、各地区の公民館の活性化や多様化を図り、新しい地域づくりを目指した、世代間交流とか、地域間交流を促進するために、生涯学習校区ゾーン事業——として各学校に27万円の補助を交付して、また、地区公民館等を活用した地域寺子屋事業という事業もございまして、これは1日2,500円の、最大20日分の5万円を限度とした補助金を実施しております、その中で、各地域での世代間交流の促進を今現在、図っているところでございます。

そのような事業を今後、学校と家庭、先ほど言いました、地域における皆様方の考えを入れながら、地域学校協働活動に結びつけまして、対話を中心としたコミュニティーの促進を図り、「みんなで育てよう水巻の子ども」の理念に沿った活動となるように、推進をしていきたいと思っております。

その中で、地域の方と保護者の方の関係性が深まってまいろうかと思えます。

自然と子供たちが地域の中で育まれるような風土が構築されまして、行く行くは津田議員のおっしゃる、そういった事業等の展開につながればという考えでおります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

最後に、私の区にもたくさんのお年寄りがおられます。

お年寄りの家庭に小学生を引き受け、近所の子供さんが来られると、お年寄りの生活も変わります。お年寄りは、子供が自分の家庭に来ることで喜びを感じます。

また、勉強しなさいよとか、あれをしろ、これをしると命令されることもない場所、子供さんが怒られることもなく、話を聞いてくれる、褒めてくれる場所ができます。

お互いウィン・ウィンの関係が出来上がり、仲のよい状況が出来上がります。

そのような家庭、学童を水巻中につくっていただければ、子育てに優しく、学び合う町に一歩でも進むと考えますが、美浦町長のお考えをいただきます。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

津田議員の言われることはもう、ごもったもな話で、誰もが子供たち、それから地域と一緒に

になって育てると。

その中で、家庭学童という、高齢者のところに、子供さんが遊びに行ったりということを今、津田議員が言われてると思うんですけど、基本的に、私が水巻全体を見た場合に、各区、各区の温度差があります。

そういう意味では、やっぱり校区ごとで、先ほど教育委員会等が、コミュニティースクールを核として、子育てをやっていこうというところのほうが、幅広くですね――。

子供たちもかなりの数おられますので、かなりの子供たちが、各家庭に1人か2人というところで、お年寄りと時間を過ごすということは、理想としてはいいんですけど、現実の問題として、なかなか、メリットデメリットがあるんじゃないかと思っております。

まあ将来的には、そういうところも取り入れていかなければいけないかも分かりませんが、今は、少なくとも――。

教育長もよく言っております、「みんなで育てよう、水巻の子ども」ということで、水巻町全体で、高齢者と言わず、いろんな方たちとですね、もう、ただ、高齢者というふうに決めつけなくて、全体で、子育てをしていこうということで、私としては、基本的な考えとしては、やっぱり教育委員会が今やっているコミュニティーをですね、進めていき、そしてその中ですね、地域によっては、そういうことが可能な地域には、それを実践していくということも、将来はいいんじゃないかなと思っております。

ただ、今の現時点で、それじゃやりましょうというところまではですね、まだまだ、そういうふうには行ってないんじゃないかなと思っておりますので、津田議員が言われてることも、今後、選択肢の一つとして考慮していきたいと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

町長、よろしくどうぞお願いいたします。

これで私の質問は終わります。

議 長（白石雄二）

以上で1番、水清会の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午後 00 時 58 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2番、日本共産党。はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

5 番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、一般質問の冒頭質問をさせていただきます。

1、高齢者施設でのコロナ陽性者療養の補助について。

新型コロナウイルス感染症の「第6波」は、高齢者に感染が広がり、高齢者施設でのクラスターの増加と関係しています。感染した高齢者は、病床逼迫のため入院できず、施設内療養となっています。命を落とす人が急増しており、その大半は高齢者です。

福岡県の2月17日の数字によると、陽性者数は2,090人、専用病床利用者は1,317人、病床使用率は84%と、全国で最も高くなりました。この感染者数と病床利用者との差が、自宅か高齢者施設での療養です。

そこで、お尋ねいたします。

(1) 遠賀郡内各町の「第6波」の現在の感染者数、高齢者施設でのクラスター発生件数をお尋ねいたします。

(2) 遠賀郡内で感染した高齢者で入院や宿泊療養施設に入れず、自宅あるいは高齢者施設での療養を余儀なくされた人は何人ですか。各町それぞれお答えください。

(3) 高齢者施設で療養の場合、認知症で動き回る人がいる場合など、入居者や職員の大半が感染し、人手不足で陽性の職員が陽性の入居者を介護する「陽陽介護」という事態に陥っています。コロナ病床が十分に確保されていないことが根本問題ですが、病院のような感染対策も十分にできない高齢者施設で、感染した入居者の療養を受け入れている現状は、施設職員に大変な精神的、身体的負担を負わせています。

しかし、施設や職員に対し、そのリスクにふさわしい特別手当等は一切ありません。医師や看護師には、医療保険の診療報酬で加算が付きませんが、同じ公的保険の介護保険では一切加算がない現実です。

今後の感染症対策を考える上でも、町民の生命を守る上でも、入院できないためにコロナ陽性の入居者の介護をする施設や施設職員のこのような状況は、当然改善されるべき課題だと考えます。町としてどのような見解をお持ちかお尋ねいたします。

2、「小学校休業等対応助成金制度」利用の周知徹底について。

オミクロン株の拡大によって、当町においても学校の学年・学級閉鎖、保育所のクラス閉鎖や休園、そして、家庭保育の協力として保育所や学童保育の自粛要請が3月6日まで延長されるなど、働く保護者にとって安心して仕事に行けない状況が続いています。同時に仕事を休むことでの収入減に混乱が広がっています。

そこで、国は感染拡大防止のための休園や休校に伴い、仕事を休まざるを得ない保護者に対し「小学校休業等対応助成金」制度を創設しました。

内容は、小学校、放課後児童クラブ、幼稚園・保育所、認定こども園などの休校や登園自粛、濃厚接触者認定などで、子供の世話のために休業した保護者に対し、年次有給休暇以外に賃金全額支給の「特別有給休暇」を取得させた事業者に、支払った賃金相当額100%が助成されるというものです。まん延防止重点措置の出されている地域にある企業では、1日につき1万5000

円まで助成されます。

しかし、保護者の中には「制度を知らない」、「どこにアクセスすればいいのかわからない」との声があり、さらに「事業者側の理解がない」等、申請のハードルが高いことが国会でも問題とされ、改善もされつつある状況です。

そこで、お尋ねいたします。

(1) 保護者の中には、非正規で働く方もおられ、無給で仕事を休まざるを得ない方もおられるでしょう。そのような保護者に対して、町が休校や登園自粛要請をしているのですから、この制度を利用し、収入の安定の確保をしてもらうよう支援することが必要だと考えます。

この制度を知らずに困惑する保護者が一人も出ないよう、町としては、保護者一人一人に制度のお知らせを行うことが求められていると考えますが、いかがですか。

(2) 同時に、事業者には制度の周知と理解、利用への協力が求められます。保護者からの利用申請について、町の責任として、事業者に対し、協力の依頼文書を出すなど、事業者に積極的に働きかけていただきたいと考えますが、いかがですか。

3番目、町内の公共交通機関の整備について。

我が党は、町の公共交通体系について、これまで高齢者福祉乗車券制度の実施、デマンドタクシーの活用、福祉バス利用拡大の周知等、様々な提案を一般質問してきました。

当町の高齢化の進行とともに、公共交通網の整備は待ったなしの課題となっていますが、我が党が求め、町が取り組んだ水巻町の新たな公共交通体系の策定は、コロナ禍の下、当初計画よりずいぶん遅れ、その実現化となると、まだ数年先の見通しとなっています。

しかし、町民の暮らしは日々続いています。高齢者・障がい者・その付き添い等の交通弱者の方々にとっては、お金はかかるけれども自宅前まで送迎してくれる、荷物が載せられるタクシーがやはり便利で安心と、利便性の最も高い交通機関だとしています。

そこで、お尋ねいたします。

(1) 我が党が、先の議会で提案しました高齢者福祉乗車券制度を実現することが、タクシー利用の交通弱者の負担を軽減し、高齢者の最も希望する福祉サービスであると考えます。同時に、コロナ禍のもと、売上の少ないタクシー業界にも貢献できるものと考えますが、いかがですか。

(2) 当町において、現在の福祉バス・市営バスだけではすべての町民の交通権は保障できません。全国の自治体で既に実施されているデマンド型乗り合いタクシーの活用は不可欠だと考えます。見解を求めます。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

初めに、高齢者施設でのコロナ陽性者療養の補助について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、遠賀郡内各町の「第6波」の現在の感染者数、高齢者施設でのクラスター発

生件数について、のお尋ねですが、福岡県のホームページで公表されている「福岡県内での発生状況について」によると、令和4年1月1日から2月28日の遠賀郡内の感染者数の累計は2,329人で、1日最大の陽性者数は、1月31日の100人で、2月28日には15人となっています。また、各町の感染者数は公表されておりません。

高齢者施設でのクラスター発生件数については、町への報告義務がないため、把握できておりません。

次に2点目の、遠賀郡内で感染した高齢者で、入院や宿泊療養施設に入れず、自宅や高齢者施設での療養を余儀なくされた人の人数について、のお尋ねですが、こちらも公表されておらず、町への報告義務もないため、把握できておりません。

自宅や高齢者施設での療養を余儀なくされた人でも、医療機関や宿泊療養施設が空けば、重症化しやすい基礎疾患のある人など、保健所による毎日の健康観察結果から状態が悪化している人を優先して受け入れています。

最後に3点目の、コロナ陽性者の介護をする施設職員の処遇改善について、のお尋ねですが、高齢者施設等の入所者が感染した場合は、原則入院することになりますが、現在のように感染者が急増し、病床がひっ迫している状況においては、やむを得ず施設内療養となることがあります。

これまで、町内の高齢者施設等の入所者でコロナ陽性による施設内療養の有無については、町への報告義務がないため把握できておりません。

また、令和3年4月よりコロナ陽性者の施設内療養を行った場合には、国から療養の質及び体制の確保を支援するため、施設内療養者1人につき15万円の補助が行われています。さらに、令和4年1月からは、まん延防止等重点措置区域において施設内療養を行う場合で、療養者数が一定数を超える場合は、1人につき15万円が追加され、30万円の補助が行われることになっています。

この補助金は、高齢者施設等からの申請に基づき交付されるもので、用途については施設の裁量とされているため、介護職員の手当に充てられている場合もあると聞いております。

また、介護職員の給与面での処遇改善としましては、令和3年11月にコロナ克服・新時代開拓のための経済対策が閣議決定され、令和4年2月よりコロナ禍において、介護現場の最前線で働いている介護職員の収入を3%、9,000円程度引き上げるための措置が実施されることになっております。これは、令和4年10月に行われる臨時の報酬改定に先立ち行われるものになります。

このように介護保険制度においても、コロナ禍での業務継続が可能となるような財政面の支援が行われ、施設職員についても処遇改善が見込まれると認識しております。

次に、「小学校休業等対応助成金制度」利用の周知徹底について、の御質問にお答えします。

1点目の、保護者一人一人への制度のお知らせについて、のお尋ねと、2点目の、事業者に対する周知と協力依頼について、のお尋ねは、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、小学校休業等対応助成金制度ですが、この制度は、厚生労働省により令和2年から断続的に実施されており、本町の管轄は福岡労働局となります。

小学校等の臨時休校や子供が新型コロナウイルスに感染した場合など、子供の世話をした

めに仕事を休まざるを得ない保護者に対して、労働基準法上の年次有給休暇を除いた有給休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給するものです。事業者がこの助成金を活用することで、保護者が希望に応じて有給休暇を取得できる環境を整えることを目的としたものとなっております。

このように、小学校休業等対応助成金制度については、コロナ禍で、子供を育てる保護者の負担を軽減するための有益な国の制度となっておりますが、この助成金制度自体を保護者や事業主が知らない場合は、大きな不利益を受けることとなりますので、効果的な周知が必要となります。

この周知につきましては、労働者である保護者に対する周知と、事業者に対する周知がございます。

まず、保護者に対する周知では、国から県を経由し市町村に対して、小学校や保育所等に通う子供の保護者に向けた助成金制度の周知依頼がなされました。本町では、既に小学校、放課後児童クラブ、保育所、認定こども園に、助成金制度の情報提供を行い、小学校では、一斉配信メールにより保護者に対して助成金制度の周知を行ったほか、放課後児童クラブ、保育所、認定こども園では、保護者が送迎する際に目につく場所に、制度概要を掲示するなどの対応を行っています。

今後も国、県の要請に基づき、引き続き町として保護者への周知に努めてまいります。

次に、事業者に対する協力依頼を含む周知についてですが、小学校休業等対応助成金は、原則として事業主が申請する制度となっております。休業させたことの確認を事業主から得ることができれば、労働者である保護者個人で直接申請することも可能ですが、事業者との関係性が悪化することを恐れ、保護者が制度の活用を直接事業者に言い出せないなどの問題が生じていました。

そこで、国は令和4年2月から手続の一部を見直し、事業主がこの助成金制度の利用に応じない場合には、事業者から休業させたことの確認を得ることができなくても、保護者から直接申請することが可能となりました。

この場合の手続きは、まずは労働局の「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」に保護者から直接連絡していただきます。連絡を受けた労働局は、事業主に対し、小学校休業等対応助成金の利用について働きかけを行うこととなりますが、その際、事業主が労働局の働きかけに応じた場合には、事業主から申請をすることとなります。一方、それでも労働局の働きかけに応じない場合には、保護者から労働局に直接申請を行うことで、労働局から事業主に対し、申請者本人に代わって、休業させたことの確認等を行うこととなっております。

現在では、このような手続き方法となっておりますが、今後も保護者への更なる配慮等が必要な場合には、国により手続き方法の見直し等も行われると思われまますので、本町としましても、今後の国の動向を注視してまいります。

そこで、御質問の事業主への協力依頼につきましては、このような形で、労働局が直接行う仕組みとなっておりますので、本町としましては、事業者に対する制度の周知を主な役割として対応してまいります。

具体的には、事業者に対し、このような制度があることをお知らせするため、町ホームペー

ジへの掲載の継続、広報紙への掲載、庁舎窓口への資料の配架、また、商工会からの事業者への周知や、現在も行われている相談業務の継続をお願いするなど、可能な限り必要な情報を届けることができるように対応してまいります。

最後に、町内の公共交通機関の整備について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、高齢者福祉乗車券制度の導入について、のお尋ねですが、本町では、タクシーの利用に対する補助制度として、平成5年4月より重度の心身障がい者に対してタクシー料金の一部を補助する福祉タクシー制度を実施し、また、令和2年4月より、運転免許証を返納した70歳以上の方に対して、1万円分のタクシー利用券を交付する高齢者運転免許証返納支援事業を実施しています。

これらの事業の対象者は、いわゆる交通弱者と考えられます。そこで、更に対象者を拡充して、交通弱者の基準を設けることは難しいため、65歳以上の全ての方を対象に、両制度と同様の内容で必要な経費を試算いたしました。その結果、タクシー基本料金24回分、使用率60%で試算した場合は年間約9000万円、1万円分のタクシー券を使用率60%で試算した場合は年間約5500万円の経費が必要となります。

このことから、本町の人口の30%を超える65歳以上の高齢者に対して、国や県の補助制度がない中、高齢者福祉乗車券制度を新たに導入することは、現在の財政状況から難しいものと考えております。

よって、本町が取り組んでいる新たな交通体系が策定されるまでは、福祉バス等の利用をお願いしたいと考えております。

次に2点目の、デマンド型乗り合いタクシーについて、のお尋ねですが、令和3年10月より、企画課で水巻町公共交通等再構築事業に取り組んでおり、具体的な公共交通計画を策定する予定としています。現在はその取組の一環として、町内の交通事業者や関係官庁、学術研究者、議員の代表にも参画していただき、公共交通等に関する勉強会を進めているところです。この勉強会では、令和3年9月議会で行政報告を行いました水巻町公共交通体系調査結果を踏まえた、将来的な町公共交通体系の3つの方針案をもとに、現状の課題や問題点を再整理し、今後の町公共交通のあるべき姿について具体的な施策を検討することとしています。

デマンド型乗り合いタクシーにつきましても、この3つの方針案の一部では、その活用が提案されており、今後の検討課題の一つとなる交通手段であると考えています。勉強会には、既にデマンド型乗り合いタクシーに携わり、他地域での事例等の情報も豊富に持ち合わせている町内タクシー事業者も参加しております。タクシー事業経営者としての知見や経験から、本町においてデマンド型乗り合いタクシーを活用する場合の効果や課題などについて深く掘り下げ、議論を進めることが可能であるものと期待しております。今後の勉強会において、町全体の交通需要や財政負担のバランスを考慮し、最適な交通サービスを選択していく過程の中で、デマンド型乗り合いタクシーの活用の是非についても検討を進めてまいります。

公共交通等再構築事業はコロナ禍の影響もあり、当初計画から遅れている状況ではございますが、本事業は、御質問にもありました福祉乗車券や福祉バス、市営バスの在り方も含め、今後10年以上を見据えた町公共交通体系の抜本的な見直しとなります。そのため、決して拙速に結論を出すべきではなく、十分な時間をかけて住民満足度が最も高められる計画とすべきであ

ると考えております。

今後の検討状況については、適宜、行政報告等で議員の皆様にも御説明しますとともに、計画策定のスケジュールにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先し、柔軟に対応したいと考えておりますので、併せて御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。中山議員。

6 番（中山 恵）

6 番、中山です。

町内の公共交通機関の整備について、4 点ほど再質問させていただきます。

町の公共交通の見直しについて、令和2年度より業務委託をされて取り組まれておりますが、引き続き令和3年度にも業務委託をし、また、令和4年度にも公共交通の委託料が予算化されています。

これらの委託料について、それぞれの目的や内容について御説明をお願いします。

議 長（白石雄二）

増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

町の公共交通の見直しにつきましては、町のハード面につきまして、JR水巻駅の周辺整備、それから健康入浴施設の誘致、それからまた北部と南部の大型商業施設の出店など、大きく変化をしている状況もございましたので、令和2年度に、水巻町における公共交通の目指すべき将来像や、果たすべき役割について、検討を行うために、水巻町公共交通体系調査検討業務を実施をいたしております。

この事業におきましては、町の現状把握調査や、住民アンケートの結果をもとに、専門の大学教授や関係者の意見を聞きまして、三つの基本方針案を策定いたしまして、昨年の9月議会で、行政報告を行ったところでございます。

引き続きまして、令和3年度にこの基本方針案を具体化していくための、水巻町公共交通等再構築事業を補正予算に計上し、現在、事業を進めているところでございます。

この事業におきましては、先ほど答弁にはありましたが、町の関係課や、交通事業者、学識経験、町議会の方などで、勉強会の方向性をいたしまして、ワークショップ形式で総合的な課題の再整理や方向性に対する導入施策の実現化の検討を行う予定というふうにしております。

また、来年度、令和4年度につきましても、今年度の勉強会での検討内容をもとに、地域公共交通に关します活性化協議会等を設置いたしまして、基本方針や、交通施策推進体制の検討を行いまして、具体的な地域公共交通計画等の策定を行うこととしております。

新型コロナの影響もございまして、スケジュールが遅れて、繰越し等をお願いしている状況ではございますけども、また適宜、議会のほうへは御報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（白石雄二）

中山議員。

6番（中山 恵）

答弁の中に、デマンド型乗り合いタクシーにつきましても、この三つの方針案の一部で、活用が提案されており、今後の検討課題の一つとなる交通手段であると考えていますとありましたが、方針案にある、その提案内容について説明をお願いいたします。

議長（白石雄二）

増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

デマンド型乗り合いタクシーの方針案の中の提案の内容についてでございますが、昨年9月議会で行政報告をさせていただきました公共交通体系の三つの方針案の中の一つといたしまして、民間事業者主導による誰でも乗れる交通の手法やルートなどをシンプル化し、商業施設や病院などへの生活利便施設と高密度住宅地を中心に公共交通網を形成し、また、低密度住宅地では、利用ニーズに応じたデマンド交通などを活用した移動支援を行う案というものを提案をさせてもらっております。

ただ、以前にも御説明申し上げましたように、いずれか単独の案に、三つの案を方針案、出しておりますけれども、いずれか単独の案に特化をいたしまして検討するものではなく、将来展望を踏まえまして、それぞれの方針案を部分的に採用、または補完をして、持続可能な交通体系を維持できるよう水巻町にとって最適な交通施策を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（白石雄二）

中山議員。

6番（中山 恵）

デマンド型乗り合いタクシーの導入をぜひとも検討してほしいと思っております。

それで、近隣でのデマンドの運行状況などはどのようになっていますでしょうか。

また、デマンドを導入する場合には、何か補助金とかはありますか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

近隣でのデマンド交通の運行状況についてでございますが、福岡県の資料によりますと、乗客から事前に予約を受けて、既定路線や一定区間を通行する乗り合いバスやタクシー、いわゆるデマンドというものにつきましては、令和3年6月現在で、県内の運行状況は21市町というふうになっております。

また、補助金等についてでございますが、福岡県の生活交通確保対策補助金というものがございまして、デマンド交通などの運行経費、車両購入費などに活用が可能というふうになっております。ただですね、この活用に関しましては、様々な要件等もございまして、今後、活用事例や効果につきまして、検証を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

中山議員。

6番（中山 恵）

すいません、町長にお尋ねいたします。

3月の予算説明で、美浦町長は、田中町長時代から始まった福祉バスですが、それを抜本的に見直すということで、今回ようやく実現するときに来たような発言をなさいました。

先日、委託料についてお尋ねしたのは、我が党として、交通弱者に対する措置を長年訴えてきたことを踏まえてのことですので、御承知いただきたいと思っております。

そして、これまでに、先輩議員たちが、公共交通の見直しに検討委員として努力されてきた経緯があることも御存じのことと存じます。

そこで、お尋ねしたいのは、デマンドタクシーと連携したコミュニティーバスとしての交通システムが構築されたと聞いております。それを町長は破棄してまでして、新たに委託するということなのでしょうか、お聞かせください。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

答えになるかどうかわかりませんが、私が就任した当時、公共交通で、コミュニティーバス等々、前任者が検討したというふうに聞いております。

しかしながら、精査をする中で、負担が大きく、実施においてもいかなものかということ

で、その当時、私としては、公共交通の計画を凍結いたしまして、田中前町長が導入いたしました福祉バスをまず充実させることから始めたということでございます。

いずれにいたしましても、今、いろいろと言われておりますが、ようやく、公共交通の公約にも挙げておりますが、令和4年度に、十分に、今言われているようなことも審議をいたしまして、少しでも住民の皆さんに満足いけるような公共交通体系をつくっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

中山議員。

6 番（中山 恵）

先ほどの質問でも申し上げましたように、以前ですね、検討されてきたものがあると聞いておりますので、誰よりも、町議を長くされ、町長を2期も経験されておられますので、当然把握されているはずだと思ってお尋ねしておりますので、それらを踏まえて、我が党として質問させていただきます。

この議場におられると思いますが、先輩達が議論し、積み上げてきたものなのに、さらに委託料を積み重ねてまでして、どこが抜本的だと言えるのか、また、どこにその必要性があるのかを疑問に思うところでございます。

以上について、町長の見解をお聞かせください。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

コミュニティーバスのことを言われてると思うんですけど、遠賀や岡垣やらコミュニティーバスを導入されております。しかしですね、今現在、苦戦をしております。利用者数も少なく、かといって経費は膨大にかかっております。

そういうことも踏まえて、私としては、早々に導入しなくてよかったなど。

今の時代に合った公共交通体系をつくりたいと思っておりますので、時代も変わっております。いつまでも、過去のことに縛られることなく、今後の将来に向けて、公共交通体系をつくっていきたいというふうに考えておりますので、私自身は、その選択に間違っていないというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

5 番、岡田です。

公共交通につきましては、先ほどから中山議員が質問しておりますが、これまでいろんな経緯があったからですね。なかなかたくさん予算をつぎ込んできて、それで今、勉強会が始まったということですけど。もうその勉強会もコロナでどんどん伸びてですね。ちょっとなかなか打ち上げたものの前に進んでないっていうのがね、今の実態なんじゃないかなと思うんです。

そういう中で、やっぱり高齢社会になりつつある水巻町において、やはり特に南北の行き来ができないということについての、町民の皆さんの、不都合というか不便さというのはね、もう本当に執行部の皆さんもよく御存じのことだと思います。

福祉バスだけでは補完できないっていうのもね、もう分かっているんじゃないかなと思います。

それで、私たちがもうあの手この手でいろいろ提案させていただいてるんですけど。デマンドタクシーで、もうやっぱりドア・ツー・ドアっていうかね、やっぱりそれが、皆さん――。

元気な高齢者は、歩いて買物に行ったり歩くんです。けどもう歩けなくなった人たちをどうするかっていうことなんですよ。バス停まで行けないっていう方もいるんですよ。

そういう方はやっぱり、お迎えに来てもらって、お買物に行ったり病院に行ったりしたいというのが切実な願いだと思うので、そこら辺を――。

まあ、私、勉強会に出させていただく予定になっております。まだ1回も出させてもらっていないんですけど。

そこで、いろいろ発言もして、皆さんの御意見をたくさん――。本当に切実な願いですのでですね。発言していきたいと思っておりますが、タクシーのですね、私ども日本共産党の公約といたしまして、高齢者福祉乗車券制度を実施したいというふうに思っております。

それで、ここに書かれてあるのがですね、65歳以上の方の試算を出されているんだらうと思うんですけど、65歳以上の方に高齢者福祉乗車券、全員あげなくても、やっぱりそれは交通弱者の方だけでいいんだと思うんですね。元気な方は歩いたり自転車に乗ったり、いろんなことができますので。やっぱり75歳以上とか、やっぱり80歳ってするのは、どこで線引きするかはちょっと分かりませんが。

この予算が5500万。これは65歳以上の方の試算なので、これをもうちょっと対象年齢を引いたらですね、引いたら、75歳以上の方とかにすると、ここ金額ぐっと下がるんじゃないかと思うんですけど、そういう理解でいいですか。

議 長（白石雄二）

課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

町長が答弁しました試算につきましては、65歳以上の2月末現在の人口9,242人で計算しておりますので、年齢を引き上げれば、当然、そこは減ってきますので、全体額としては減ってくるかと考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

それならまだ考える余地がありますね。出てきますね。

またその数字も、ちょっと出していただけたらと思いますので。何歳の場合、何歳の場合ということで。数字、ぜひ出して、御報告いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それと私、高齢者の問題について、コロナ対策についてお伺いをいたします。

今、答弁いただきましたが、当町の感染者数も分からない。当町での高齢者施設のクラスターの発生件数も分からない。自宅や、仕方なく、高齢者施設で療養を余儀なくされた陽性者が町内にどれだけいたかもつかんでいない。町内の高齢者施設で、施設内療養があったかどうかさえつかんでいないという御答弁でした。

こういうことでね、水巻町の高齢者の命、守れますかね。

それと、こういうことでコロナ対策、感染症対策、本当に現場に即した対策が打てますでしょうか。

どうお考えでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

基本的にですね、水巻町が何もしていないわけやないじゃないですか。

国の指導により、去年からワクチン1回、2回と接種率も高め、今度は3回目も他町村に比べて随分と医師会と協力しながらやっています。

そして、あなたたちの答えに言ったのは、私たちは正直に把握していないものは把握してない――。

ま、以前は、各町でいろいろ報告、あっておりましたが、今の現時点で遠賀郡を一括りとしてやっておりますので、それ以上でも以下でもない。

それを、イコールですね、「そんなことで高齢者の命を守れるか」と。そういう言い方はないと思います。

私たちもみんな職員一丸となって対応している中で。学校も、保育所もそうです。先生たちにも、早くワクチンを打っていただいて、どんだけ気を遣ってみんながやっていますか。

それをそういう言い方で、「高齢者の命が守れますか」とかいう言葉、失礼じゃないですか。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

何もしてないとは言っていないんです。でも、数字をつかむことは大事じゃないですかということ言ってるんです。県がですね――

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

「数字をつかめ」ってですね、あなた、情報がないのにつかめますか。そしたら。

あなたやったらつかめるんですか。

今、県がですね、報告できないということで、つかめないというのは事実じゃないですか。

あなただったら、私の立場になったらつかめますか、今。

そうでしょうも。つかめないものはつかめないじゃないですか。

しかしその中で、いろんな情報を集めながら対応していきようということじゃないですか。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

つかめない状況をよしとしてはいけないと思うんですよ。

今、県のほうはですね、情報提供のためにですね、自宅待機者などの支援を行うためにですね、保健所が持っている情報を提供できるようにね、情報提供のための協定というものをね、各自治体と結ぶようになってますでしょ。なってませんか。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

健康課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

ちょっと協定の有無については、きっちり把握はしておりませんが、先日、保健所に問合せ、件数等のお話を差し上げましたが、今、現状としては、各町の数字というのがなかなか、今のところを出せる状況にない。

1 か月調査のほうはもう手いっぱい、今現在そういう数字を出す余裕がないというような状況でございましたので、そういう形でこういう答弁をさせていただいております。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

ですからね、県も人が足りないんですよ。

水巻町の職員の皆さんが、昨日の職員の給与を引き下げるっていうところでも、私は反対いたしましたけど。皆さん頑張っている中で給料を下げることは許されないということで、討論をさせていただきましたけど。

町がやってないってことを言ってるんじゃないんです。町がつかめないっていう状況はどうなんですかっていうことですよ。

やっぱり、どこの自治体も、教えてほしいってことを言ってませんか。

教えてもらえばもっと直で、どなたが今困ってて、どなたに食糧支援が直接運べるか。

一人暮らしで電話もできない方が自分で食料くださいって電話できますかね。のどが痛くて声も出ない方が一人暮らしの方だとしたら。それはやっぱりつかんで、町が直接届けられるっていうのが一番安心じゃないですか。

この1月末から2月までの間に感染した方々が、どれだけ保健所に電話が繋がらない、病院に行ったら発熱外来では断られる。どれだけ不安な思いでこの期間を過ごしたか。その現場の実態が、町がつかめてないんですよ。私はこのことが問題だと言ってるんです。

だからつかむように、つかめるように、町長はプッシュしてください県に。県の職員増やしてくださいって言ってください。保健所をもっと電話したらつながるように。

病院は逼迫して、入れないんですよ。で、自宅療養で苦しんでるんですよ。不安な中。こんな方が水巻町の中に、先日から、もう、累計で3,000人超してますよね。三千二、三百行ってますかね。まあ4町で割ったとして800人。平均もう4分の1で割ったとして、800人から1,000人近くの方がやっぱり苦しんだわけですよ。不安の中。

だから町長には、私が町長になったらつかめるかつかめないかっていう話じゃなくて、つかまないといけないっていう姿勢を示してほしいということなんですよ。

どうですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

口で言うのは簡単ですよ。ね。

だけど実際に私たちも、今、健康課も含めて、いろんなところから電話をもらってますよ。

それで今度は補正にもしておりますけど、自宅療養者に、200万また補正を組ませていただいて、そういう方たちも増えてきているところもフォローしてますよ。

ちゃんとですね、することはやっています。

ただあなたのように、権利云々って言って、今、県が人が足りないと私が言ってすぐに増えますか。そういうことやないでしょう。

ただ私が今言いたいのは、水巻町、町を挙げて、職員を挙げて、コロナ対策をやっていると、こういう事実を言っているだけです。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

いや町長ね、町長とか職員の皆さんがやってないとかしてないとかいう問題じゃなくって、私が言ってるのは現実をきっちり把握するという体制づくりに向かっていかないと、これからもね、コロナ感染6波で収まればいいですよ。でも次々次々変異していく。これとの、もうウイズコロナとの戦いなんでしょう。

だから、そこはきっちり、これまでも私ども、一般質問もさしてもらいましたけど、やはり地元の遠賀郡に保健所を置いてもらうとかね、やっぱりそういう声もね、やっぱり出していかなければ。

今のままで、皆さんが悪戦苦闘されるよりも、やはり、町民の命を守るためにはそちらの方向が大事なんじゃないか、という議論を今させていただいているわけです。

だから町長も気持ちとしては一緒なんだろうけど、まあ言うか言わないか、「口で言うのは簡単ですけど」というけど、口に出さなければ届かないんです。発言しなければ届かないので、ぜひ服部知事にですね、しっかりそれは伝えていただきたいと思います。まずそれは強く要望しておきます。

それと小学校の休業対応の助成金ですけど、私もいろいろ確認させていただきました。

小学校のほうには保護者メールが届いているということは、確認できました。けど、中学校はどうだったかなあという保護者の声。それと保育所は、それは来てないということでした。

それで、保育所ではですね、町長の答弁にありましたように、目につく場所に掲示と。それじゃあねえ、乳児を抱えたお母さんとかね、着替えを持ったお母さんとかいっぱいいる中でね、それで、夕方のお迎え時なんかもばたばたする中でね、ゆっくり掲示板を——。たまたま見たか、ゆっくり見たか分かりませんが、そういう方がどれだけおられるかなっていうことが大変気になります。

だから、全ての保護者の皆さんにきちっとね、パンフレットとか、御案内をしていただきたいと思うんですけど、そこはどうなんだろうかと。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

当町の中学校につきましては、当該制度につきまして対象になっているのが、障がいをお持ちの方ということになっておりますので、中学校につきましては特別支援学級のみお知らせをしております。他の普通学級の方には、お知らせはしておりません。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

保育所に関してでございますが、まずこの制度自体が、全ての保護者に目に留まるようにということで、掲示板——。保育所の掲示板っていうのは、重要な事項が、必ず掲示されておりますので、送迎の際、必ず保護者の方には、見ていただくというふうになっておりますので、そこに掲示することで、お知らせできているのではないかというふうに思っております。

メールにつきましては、園によって整備しているところと整備していないところがございますので、メールで全保護者に配信してくださいというような依頼は、役場のほうからは施設のほうにはしておりません。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

それではね、見てくださいと言ってちゃんと見てくれた方はいいけど、やはり、いろんな不都合で見ていないっていう方もいらっしゃるかと思いますので、やはり、お一人お一人にね、きちっとパンフレットなり配っていただきたいと思います。

それとですね、保育所のほうのお知らせメールですけど、小学校のほうは全てね、メールが行くようになってると思うんですけど、保育所のほうがICTの予算、つけましたよね。コロナ予算ですかね。地方創生交付金でつけたと思いますが、今、保育所では、全て、今ではできてないところもあるって言われましたけど、どこができてないんですか。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

子育て支援課長（吉田 功）

ええと、ここで言っているのかちょっとあれですが——。

[「じゃあ、後で。」と発言する者あり。]

はい。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

予算つけてあるので、そこはきちっとですね、メールでお母さん方に直接届くようにしていただきたい。

と、早く、早くですね、していただきたいというふうに思います。

それで、今の時点では保育所の場合、届いてないので、お1人お1人にね。だからパンフレットを配っていただくっていうことはどうでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

お配りはしてないんですが、園に、リーフレットのほうは準備するようにはしておりまして、保護者の方から相談等あればすぐお渡しできる体制にはなっております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

あのですね、これ詳しく申請の仕方も説明していただきましたが、事業者がですね、特別有給休暇を取らせない限り、これ申請できないんですよ。事業者が取らせましたと。で、それを認めてもらって、そんで国から下りてくるっていうシステムなんで。

それで、事業者に対して、それをしてくれないときには、労働局が入って、相談もできるとか言ってるんですけど、現実問題、今、国会で、予算委員会で、先日も我が党の議員が予算委員会で言ったんですけど、その個人申請した人が全国でですね、386人しかいないんですよ。

だから、それで労働局がちゃんとこういう制度があるから使ってくださいって言ってもね、その企業の8割がですね、消極的っていうんですよ。

それぐらいこれ使いにくい制度になってて、本当に必要な人が使える制度になってないので、今の国会で議論して、制度の見直しを求めているわけですけど。

やはりそういう制度であってもね、やっぱり、自分の有給で、っていうのは大事に使いますよね皆さん。それを、子供のためにコロナのために休んだときには、やっぱり、自分の個人の有給を使うんじゃないかって、コロナとして、特別有給休暇を認めた、認めるというふうに、取りやすいように世の中変わっていかないといけないと思うので、事業主にですね、特に水巻町に子供を預けて仕事をされている保護者の皆さんが、全ての方がね、自分の有給じゃなく、まあ無給で働いてる、無給でしかない、有給もないという方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう方がいないようにね、するためには、町自身も、事業主に働きかけるっていう努力をね、していただきたい。そのためにこういう制度があるので。

——ていうのを、何か、名古屋のほう、名古屋市でしたっけ。名古屋市ではですね、保護者を通して、親を通して、親が、こういう制度があるんですよっていう町からの手紙を、事業主に渡すというようなやり方もあるそうです。

ですから、やはり水巻町の、本当に子育て中の皆さん方がね、安心して子供のために休みが取れるように、整えていただきたいと思うので、その辺どうでしょうか。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

まず町内の事業者に対する周知ということでございますけれども、まず制度自体の周知ということと、今おっしゃられた働きかけ、協力依頼という、二つあると思いますが、まず現状として申し上げますと、制度の周知に関しては、現在、町内事業者については商工会からの会報等を通じて、会員の皆様にお知らせをしております。

令和3年度末の商工会の会員数が580事業者でございますので、経済センサス調査の事業所数の851から計算しますと、町内事業者の約7割にこのお知らせが、伝わっているということになると思います。

また商工会会員以外の事業者への周知の補完については、一般的ではありますが、町のホームページへの掲載を行っているところということと、今回、また周知について改めて御指摘をいただきましたので、さらなる周知として、3月25日号の広報誌にも掲載できるように、今、広報担当部署と調整を行うとともに、SNSも活用するというところで、既に本町の公式ツイッターには、制度のお知らせを昨日アップをさせていただきました。

で、もう一つ単なる周知ではなく、働きかけというようなことでございますけれども、これは国会の議論等も私どもも承知をしておりますけれども、国が所管する労働局が、やはり直接働きかけを行うという、これ、法令に基づく制度設計の中でやられているということでございますので、基本的には国の役割として、国のほうで行っていただくというのが、今、こちらとしての考え方でございます。

町といたしましては、先ほど言いましたように、制度の周知というところに、町としての責任で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

周知の場合ですね、水巻の保護者の皆さんが、全て町内業者にお仕事されていた場合は、そこら辺は少しカバーできるのかもしれませんが、やはり北九州とか近隣市町とかにお勤めの方もいらっしゃると思うので、やはり、保護者の皆さんが直接水巻町から、こういう、この制度への周知と、依頼の文書ですね。ぜひ申出があったときには、こういう制度をぜひ利用してくださいというようなね、町としてね、そういうのをぜひ検討していただきたいと、私はそこ、強くですね、願います。

答弁、できますか？

議 長（白石雄二）

藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

お答えいたします。

今、岡田議員からいただきました名古屋市でございますが、私どもはちょっとまだ確認はしておりませんので、ちょっと内容等を確認させていただきまして、必要であれば検討のほうをしたいと考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

それと処遇改善のことについても、答弁では、15万円とかね、最高30万とかって言われましたが、なんか1人15万円ももらえるのかみたいな、1施設15万、30万もらえるのかというふうにちょっと勘違いするんですけど、これ1日につき1万円なんですね。だから15日までなので——。もうそれも、「人数は2人以上同時に」とかいうときなんですよ。

これではね、現場はもうほとんど回らないと。もう大変ですよ。感染者と濃厚接触者、感染者が1人出たらみんな濃厚接触者になるわけですから。狭い施設の場合とかですね。

だから、感染者の療養と、濃厚接触者のお世話と、ここ、線引きがないんですよ。

やはり分けないといけないんです。

同じような介護を組まないといけないんです。対応をしないといけないので——。

[質問時間終了]

議長（白石雄二）

時間です。

[「ぜひ改善のために、介護保険広域連合としっかり発言していただきたいと思います。」と発言する者あり。]

以上で、2番、日本共産党の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。本日は、これをもって散会いたします。

午後 01 時 59 分 散会